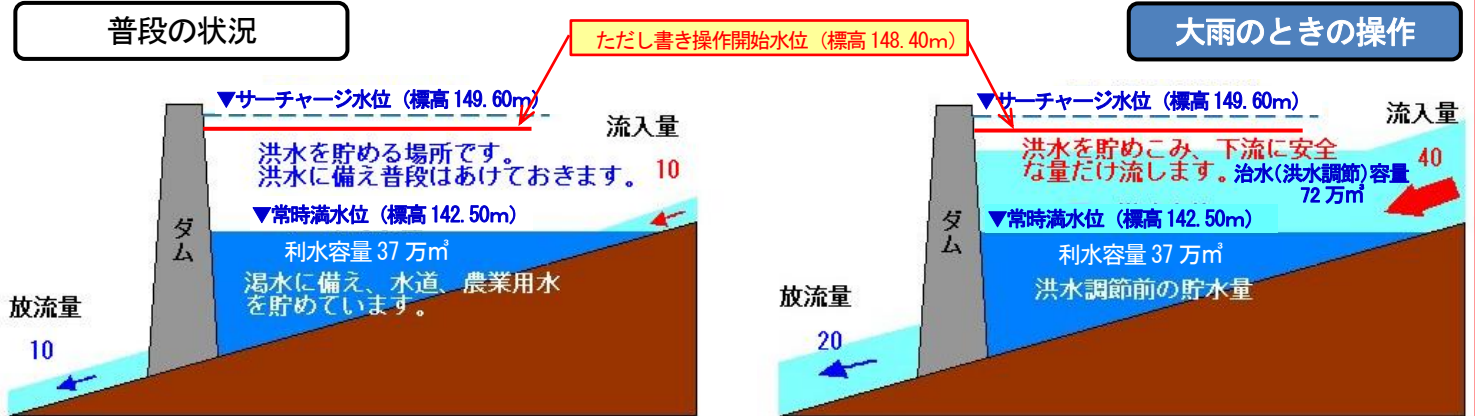


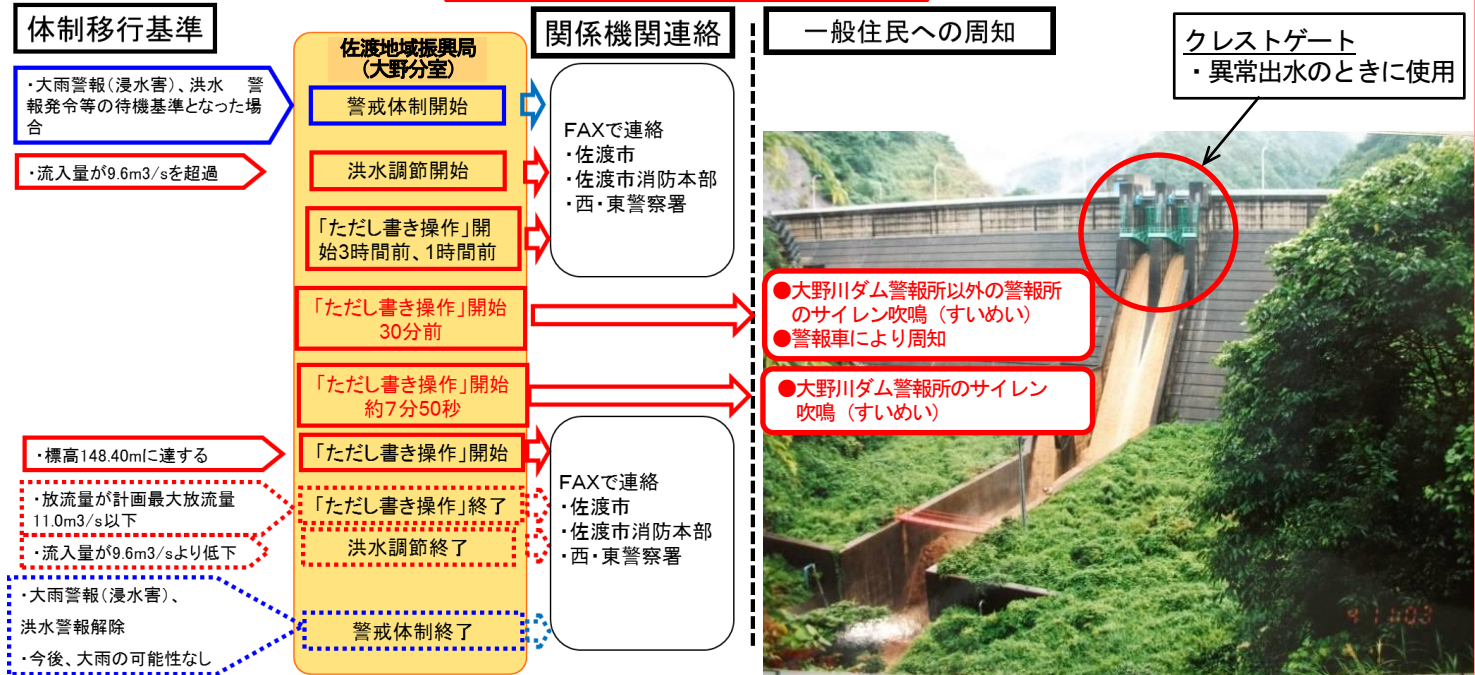
大野川ダム役割・大雨の時の情報提供などについて説明を受けました

第2回新穂地区防災円卓会議では、県佐渡地域振興局地域整備部 治水課大野分室の徳永副参事から大野川ダムの役割・大雨の時の情報提供などについて説明をいただきました。

大野川ダムの役割（大雨のときの操作イメージ）



大野川ダムの情報の提供



【大野川ダムの役割】

大野川ダムは、洪水調節、かんがい用水補給、水道用水供給を目的に建設され、通常はダムへの流入量と同程度の水量を放流して常時満水位(標高 142.50m、37 万 m^3)を維持しています。

流入量が毎秒 9.6 m^3 を超える大雨時には、流入量より放流量を少なくして洪水調節しますが、サーチャージ水位(洪水時に貯留できる満杯の水位)を超えると予想される異常出水時には、「ただし書き操作」によりクレストゲートから放流し放流量を増加させます。

平成 10 年 8 月 4 日に発生した豪雨では時間雨量が 40 ミリを超える大雨が降り続き、毎秒 84.63 m^3 もの最大流入量を記録、ただし書き操作開始水位(148.40m)を超えたことから、午前 10 時 50 分にクレストゲートからの放流を行いました。(大野川の決壊は午前 10 時頃)

なお、今年 7 月 23・24 日の大雨では、ただし書き操作開始水位まで達することなく洪水調節を行った結果、大野川(皆川水位局)の水位上昇を約 36 センチ抑えることができました。

(県佐渡地域振興局 地域整備部 治水課 大野分室)

日頃からの備えについて考えよう

円卓会議の後半では「日頃からの備えについて考えよう」をテーマに参加者が意見を出しあい、102件の意見が出されました。(※【 】内の数字は意見数)

1. 防災を知る、学ぶには！【25】

①すぐにできること、やっていること【24】

- 個人レベルで備える【17】
 - ・テレビ、ラジオや戸別受信機、市民メールで情報入手
- 地域レベルで備える【7】
 - ・ハザードマップの確認
 - ・避難勧告時の避難方法の検討と周知
 - ・戸別受信機の全戸設置

②できるだけ早く対策を考えるべきこと【1】

- 個人レベルで備える【1】
 - ・市民メールへの登録



2. 災害に備える！【76】

①すぐにできること、やっていること【35】

- 個人レベルで備える【15】
 - ・家族間で避難場所、連絡方法を確認
 - ・非常持ち出し品、防災資機材の準備
 - ・災害時に周辺情報を隣近所と共有
- 地域レベルで備える【20】
 - ・自主防災会の体制整備
 - ・防災講習会の実施
 - ・一人暮らし等の世帯状況マップ作成、活用

②できるだけ早く対策を考えるべきこと【41】

- 個人レベルで備える【4】
 - ・食糧品等の備蓄品確保
- 地域レベルで備える【37】
 - ・資機材、備蓄品の集落避難場所への確保
 - ・集落避難所の安全性(浸水、耐震)確認
 - ・災害種別ごとの避難場所、避難経路を定めて周知
 - ・要配慮者ごとの支援担当者を設定
 - ・消防署、消防団等と協力し避難訓練・講習会を実施
 - ・災害廃棄物収集場所の設定
 - ・屋外防災スピーカーの増設

3. その他【1】

②できるだけ早く対策を考えるべきこと【1】

- 地域レベルで備える【1】
 - ・大規模災害に対する佐渡市の防災計画がない



部会事業のご案内

地域に根ざした小さな ビジネス起こし(3-biz)講座

“月に2日間ほどの労働で3万円を稼ぐ”新しいライフスタイルを提唱する「月3万円ビジネス」を実践されている方を講師にお招きして、小口の収入機会となるナリワイづくりについて考えます。

○日時:平成29年10月18日(水)
18時～21時(開場17時30分)

○会場:新穂商工会館 2F集会室

○プログラム:

・講演「月3万円ビジネスの実践について」

～講師:前田 敏之 氏 / 3-biz 前田商会～

・ワークショップ

○参加費:無料

○定員:40名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

○申し込み期限:10月13日(金)

○お申し込み・お問い合わせ先:

事務局(新穂商工会内) ☎0259-22-2166

主催/新穂地域づくり協議会 地域活性化部会

後援/新穂行政サービスセンター、新穂商工会

佐渡市 生活自立相談支援センター 新穂地区説明会

生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が全国に設置されています。

この説明会では、相談事例の紹介や生活保護制度との違いなど、制度について詳しく説明します。

※7月25日(火)に開催予定でしたが、豪雨により延期していました。

○日時:11月7日(火) 14時～

○場所:新穂トキのむら元気館 会議室

○プログラム:

・生活困窮者自立支援制度について
(佐渡市市民福祉部社会福祉課)

・生活自立相談支援センターの活動について
(生活自立相談支援センター)

・法テラス佐渡法律事務所の活動について
(法テラス佐渡法律事務所)

・心配ごと相談等について
(佐渡市社会福祉協議会 新穂地域センター)

○お問い合わせ/
事務局(新穂行政サービスセンター)
☎0259-22-3111